

「みやぎ森と緑の県民条例」の概要

【目的】 「森林づくり」並びに「林業及び木材産業の振興」についての基本理念、施策の基本となる事項を定め、県や関係者の責務・役割を明らかにし、当該施策を総合的・計画的に推進することにより、「森林の有する多面的機能の持続的な発揮」及び「林業及び木材産業の健全な発展」を促進し、**循環型社会の形成**と**本県の経済及び地域の活性化**に寄与すること

【森林づくり・林業及び木材産業の振興に当たっての基本理念】

- 多面的機能を有する森林が次世代へ継承すべき貴重な財産であり、林業及び木材産業が循環型社会の形成及び地域社会の持続的な発展に重要な役割を担っていることに鑑み、継続的に推進すること
- 森林づくり並びに林業及び木材産業の振興を担う人材の育成を図ること
- 県、市町村、森林所有者、関係事業者及び県民等の適切な役割分担、相互の連携・協力のもと推進すること

【定義】

- ・木質バイオマス
- ・直交集成板
- ・セルロースナノファイバー
- ・国際森林認証制度 などについて規定

【県及び関係者の責務等】

【県】	【市町村】	【森林所有者】	【森林組合等の林業事業者】	【木材産業事業者】	【建築関係事業者】	【県民等】
<ul style="list-style-type: none"> ○総合的・計画的な施策の実施 ○国、市町村、近隣の県その他の地方公共団体、関係者との緊密な連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○県、森林所有者、関係事業者等と連携した森林づくり・林業及び木材産業の振興 ○森林所有者等への助言又は支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の多面的機能が県民等に与える影響を自覚 ○森林の適正な整備・保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の適切な整備・保全 ○県産材の安定供給 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産材の有効利用、県産材製品の安定供給 ○新たな用途開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○知識の習得、積極的な利用及び普及 ○木造建築技術の継承・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林保全、県産材の積極的な利用

【基本的施策等（県が実施する具体的な施策）】

(1) 森林の適正な整備及び保全	(2) 県産材の利用の促進 ※合法伐採木材の流通・利用の促進	(3) 県産材の安定供給の推進 ※自伐林家の育成、支援	(4) 加工流通体制の整備	(5) 森林資源の有効活用の促進 ※木質バイオマス、直交集成板、セルロースナノファイバー	(6) 国際森林認証の取得等の推進 ※県有林における認証の取得	(7) 県産材製品等の販売及び輸出の促進
(8) 人材の育成	(9) 特用林産物の振興等	(10) 魅力ある地域づくりの促進	(11) 研究開発の推進及びその成果の普及	(12) 森林所有者の意欲の高揚	(13) 県民等の参加及び理解の促進	

【その他の措置】

基本計画の策定

推進体制の整備

市町村との連携協力

議会への報告等

財政上の措置



森林づくり並びに林業及び木材産業の振興